明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三七七）　三
○民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三七八）　三
○民事訴訟法等の一部を改正する法律附則第四条の政令で定める日を定める政令（三七九）　四
○沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（三八〇）　四
○計量法関係手数料令の一部を改正する政令（三八一）　四
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（三八二）　四
○旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令（三八三）　四
○旧優生保護法補償金等認定審査会令（三八四）　四
○旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（三八五）　五
〔府　令〕
○公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府一一二）　六
〔省　令〕
○私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（文部科学三五）　六
○健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一六二）　七
○地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律施行規則（農林水産・国土交通・環境一）　八
○地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第四条第七項に規定する都道府県知事に対する協議に関する省令を廃止する省令（国土交通・環境五）　一〇
○地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律第三十五条第三項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令（環境三三）　一一
○地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第四条第六項に規定する環境大臣に対する協議に関する省令等を廃止する省令（同三四）　一一
〔告　示〕
○健康保険法施行規則第八十六条の五第三号及び船員保険法施行規則第七十七条第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める事業（厚生労働三六六）　一二
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産二二九四）　一四
○肥料の名称の変更に係る届出があった件（同二二九五）　一四
○肥料の登録が失効した件（同二二九六）　一四
○地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針（農林水産・国土交通・環境一）　一五
〔公　告〕
諸事項
裁判所　一六
破産、免責、再生関係　一六
地方公共団体　一七
行旅死亡人関係　一七
会社その他　一七
会社決算公告　一七

本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三七七号）（外務省）

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三号）附則ただし書に規定する規定を令和七年一月一日から施行することとした。

◇民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三七八号）（法務省）

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四八号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、令和七年三月一日とすることとした。

◇民事訴訟法等の一部を改正する法律附則第四条の政令で定める日を定める政令（政令第三七九号）（法務省）

1　民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四八号）附則第四条の政令で定める日を令和七年二月二八日とすることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第三八〇号）（内閣府本府）

1　附則第五条中「四二億円」を「四三億円」に改めることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。